

平成 30 年 4 月 26 日

優良圧接会社及び A 級継手圧接施工会社認定規定等の改正概要

公益社団法人日本鉄筋継手協会
優良会社認定委員会

<改正された規定等>

- (1) 優良圧接会社認定規定
- (2) 優良圧接会社認定実施細則
- (3) A 級継手圧接施工会社認定規定
- (4) A 級継手圧接施工会社認定実施細則

<改正の主旨>

- 1. 平成 29 年に発行された「品質マニュアル作成の手引き」と記述表現を整合させるため、見直し変更を行った。
- 2. 「鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事」が改訂されたため、改訂内容に合わせて一部見直し変更を行った。
- 3. 「鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事」が改訂され、A 級高分子天然ガス圧接の施工が新たに追加されたことから、A 級継手圧接施工会社の認定範囲に高分子天然ガス圧接を追加した。

<主な改正点>

- (1) 優良圧接会社認定規定
 - ・ 3. 委員会 : 委員会名称が変更になったため、委員会名称を修正した。
 - ・ 27. 料金 : 申請料等の納付方法を具体的に示した。
- (2) 優良圧接会社認定実施細則
 - ・ 全体 : 平成 29 年度に本協会が発行した「優良会社認定申請のための品質マニュアル作成の手引き (優良圧接会社編)」と用語を整合させた。
ex. 「教育指導」→「教育訓練」、「検査技術者」→「自主管理検査者」、「教育担当責任者」→「教育訓練責任者」にそれぞれ変更した。
 - ・ 5. 現地審査時に確認する書類 :
表 2 現地審査確認書類一覧に現地審査において審査対象とする時期及び期間を明確に示した。
 - ・ 9. 審査内容及び審査基準 (1) 施工体制 (8) :
“専属下請の場合、雇用保険は除く。”を追記した。
 - ・ 9. 審査内容及び審査基準 (2) 品質管理体制 (28) ② :

“自主管理規定に定めた頻度の3倍程度現場に出向いてガス圧接部を検査し…”
をより具体的に“外注依頼した工事で5検査ロット当たり1回以上、かつ1現場当たり1回以上検査し…”に変更した。

- ・様式-02 施工体制表：従業員数記入欄に新たに“会社役員”欄を設け、技量資格を保有している代表者や役員もその数を記入できることとした。

(3) A級継手圧接施工会社認定規定

- ・優良圧接会社認定規定に同じ

(4) A級継手圧接施工会社認定実施細則

- ・全体： 「鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事」が改訂され、「鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事(2018年)」が発行された。新たにA級継手の施工が適用されることから、「高分子天然ガス圧接」を追加した。

(補足1) 高分子天然ガス圧接の申請に必要な提出書類として「高分子天然ガス圧接継手工法使用契約書」を追加した。

(補足2) 手動ガス圧接・自動ガス圧接・熱間押抜ガス圧接と参照する規基準等が異なる箇所は、場合分けで表記した。

- ・全体： 「優良会社認定申請のための品質マニュアル作成の手引き(優良圧接会社編)」と用語を整合させた。

- ・9. 審査基準 ①② 4. 施工前試験：

“4. 施工前試験”の記載表現を全体的に変更した。

- ・9. 審査基準 ①② 4. 施工前試験④：

「試験方法は、鋼種が相違していても同径の場合は、曲げ試験とし、異径の場合は、一方向引張試験とする。」としていたが、JRJS 0009は機械試験を原則として引張試験としているため削除した。

- ・9. 審査基準 ①② 4. 施工前試験⑦：

施工前試験の再試験の供試体本数を「6本」から「3本」に変更した。

- ・9. 審査基準 ①② 5. 作業要領③：

標準仕様書は最新版の年号に変更した。

- ・9. 審査基準 ②A級継手作業標準書 6. 自主管理：

自主管理は作業標準書から削除した。

- ・9. 審査基準 ④実績審査 3. 施工前試験④：

施工前試験の合否判定を外部の試験機関に依頼した場合、監理・責任技術者からの承認や押印された書類を直接受領することは困難なため、「注：試験機関に合否判定を依頼した場合は、試験結果が書類で確認できること。」とした。

以上